

草津市認知症があっても安心なまちづくり条例

(目的)

第1条 この条例は、認知症があっても安心なまちづくりの基本理念を定め、市の責務ならびに市民、事業者、地域組織および関係機関の役割を明らかにするとともに、認知症施策の基本となる事項を定めることにより、認知症施策を総合的かつ計画的に推進し、もって認知症の人およびその家族が安心して生活できるまちを実現することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 認知症 アルツハイマー病その他の神経変性疾患、脳血管疾患その他の疾患により日常生活に支障が生じる程度にまで認知機能が低下した状態をいう。
- (2) 認知症の予防 認知症になるのを遅らせることまたは認知症になっても進行を緩やかにすることをいう。
- (3) 市民 市内に居住し、通勤し、もしくは通学する者または市内で活動する団体をいう。
- (4) 事業者 市内において事業を行う企業その他の団体または事業を行う場合における個人をいう。
- (5) 地域組織 町内会、自治会その他の地縁に基づいて形成された基礎的コミュニティやまちづくり協議会等、一定の地域に居住する者等で構成された自治組織をいう。
- (6) 関係機関 医療または介護を提供する事業所その他認知症の人およびその家族を支援する機関をいう。

(基本理念)

第3条 市、市民、事業者、地域組織および関係機関（以下「各主体」という。）は、次に掲げる事項を基本理念として、認知症があっても安心なまちづくりに取り組むものとする。

- (1) 認知症の人が認知症とともによりよく生きていくことができるよう、認知症の人およびその家族の意思が尊重され、自分らしく暮らし続けることができる地域共生社会および心のバリアフリー社会の実現を目指すこと。
- (2) 認知症の人がその意思により、有する力を最大限に活かしながら、安全安心に社会参加できる地域づくりを目指すこと。
- (3) 各主体がそれぞれの役割を認識し、相互に連携・協働して、認知症があっても安心なまち

づくりを進めること。

(市の責務)

第4条 市は、この条例の目的を実現するため、認知症に関する施策を総合的かつ計画的に実施するものとする。

2 市は、認知症に関する施策の実施にあたっては、認知症の人およびその家族の視点を尊重するとともに、市民、事業者、地域組織および関係機関と連携し、および協働して取り組むものとする。

3 市は、認知症に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(市民の役割)

第5条 市民は、誰もが認知症になりうるものとして捉え、認知症に対する正しい知識を持ち、認知症の人とともに生きていくことへの理解を深めるよう努めるものとする。

2 市民は、認知症の人およびその家族が安心して暮らし続けることができるまちづくりを進めるため、交流や見守り等市民相互の支え合い活動に積極的に取り組むよう努めるものとする。

3 市民は、認知症の予防を含めた認知症への「備え」に努めるとともに、市、事業者、地域組織および関係機関が実施する認知症施策および取組に協力するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第6条 事業者は、認知症に関する理解を深めるとともに、従業員等に対し必要な教育を行い、認知症の人の特性に応じて適切な対応を行うよう努めるものとする。

2 事業者は、認知症の人およびその家族が働きやすい環境で就労が継続できるよう努めるとともに、認知症の人の特性に応じた配慮の下で、社会参加および社会で活躍できる機会の創出に努めるものとする。

3 事業者は、市、地域組織および関係機関が実施する認知症施策および取組に協力するよう努めるものとする。

(地域組織の役割)

第7条 地域組織は、認知症に関する理解を深めるとともに、認知症の人の見守りならびに認知症の予防に資する交流および活動ができる居場所づくり等の、地域での支え合いおよびコミュニティづくりに積極的に取り組むよう努めるものとする。

2 地域組織は、市、事業者および関係機関が実施する認知症施策および取組に協力するよう努

めるものとする。

(関係機関の役割)

第8条 関係機関は、認知症に関する専門知識および技能の向上に努め、良質かつ適切なサービスの提供に努めるものとする。

2 関係機関は、認知症の人の状態に応じ、各主体と相互に連携して適切な支援を切れ目なく行うよう努めるものとする。

3 関係機関は、認知症の人およびその家族に対する相談体制を整えるよう努めるものとする。

4 関係機関は、市、事業者および地域組織が実施する認知症施策および取組に積極的に協力するよう努めるものとする。

(行動計画の策定)

第9条 市は、認知症に関する施策を総合的かつ計画的に進めるため、行動計画を定めるものとする。

2 行動計画は、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の8および介護保険法（平成9年法律第123号）第117条の規定により作成する計画の認知症施策に関連する事項を定めるものと調和が保たれたものとする。

3 市は、行動計画に基づく施策の実施状況および効果を定期的に検証し、必要に応じてその内容を見直すものとする。

(啓発の推進および人材育成)

第10条 市は、市民、事業者および地域組織が認知症に関する正しい知識を持ち、理解を深めることができるよう、必要な広報および啓発活動を行うとともに、認知症の人およびその家族の思いを発信するものとする。

2 市は、認知症に関する正しい知識を持って、地域や職域で認知症の人およびその家族を手助けする認知症サポーターの養成を推進するものとする。

3 市は、教育機関と協力して、子どもおよび若者への認知症に関する理解の促進を図るものとする。

4 市は、関係機関と連携し、医療および介護従事者の認知症対応力向上の促進を図るものとする。

(認知症の予防等)

第11条 市は、認知症の予防に資する活動を促進するための環境づくりを進めるとともに、認

知症の予防に関する情報発信および啓発活動を行うものとする。

2 市は、地域組織が主体的に実施する認知症の予防を目的とした活動に対し必要な支援を行うものとする。

3 市は、認知症の早期発見およびその後の適切な支援の実施に向けて、相談および連携の体制づくりに取り組むものとする。

(地域づくりおよび社会参加の推進)

第12条 市は、認知症の人を含む誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、次に掲げる地域づくりに必要な支援を行うものとする。

(1) 地域における日頃からの声かけや見守り等を通じた、共生への意識の醸成と認知症状を早期に発見できる体制づくりへの支援

(2) 認知症の人およびその家族が、地域の一員として地域での活動や交流を続けることができる環境づくりへの支援

(3) 認知症の人を含む誰もが社会での役割または生きがいを持ち、その有する力を最大限に活かせるような社会参加の場の確保への支援

(認知症の人およびその家族への支援)

第13条 市は、認知症の人およびその家族が気軽に相談できる体制づくりや交流できる環境づくりに取り組むものとする。

2 市は、適時、認知症の容態に応じた適切な支援の早期実施に向けて、関係機関等の連携および協力の体制づくりに取り組むものとする。

3 市は、認知症の人の判断能力に配慮した成年後見制度等の権利擁護の取組を推進するものとする。

4 市は、認知症の人およびその家族が安心して外出できる環境づくりに取り組むものとする。

(委任)

第14条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、別に定める。

付 則

この条例は、令和2年7月1日から施行する。

○河内長野市認知症と共に生きるまちづくり条例

令和3年6月22日

河内長野市条例第17号

(目的)

第1条 この条例は、認知症になっても尊厳と希望をもって暮らすことができるまちづくりの基本理念を定め、市、市民、事業者、地域組織及び関係機関（以下「各主体」という。）の責務及び役割を明らかにするとともに、認知症支援施策を総合的かつ計画的に推進し、もって認知症の人及びその家族が安心して生活することができる地域社会を実現することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 認知症 脳血管疾患、アルツハイマー病その他の要因に基づく脳の器質的な変化により日常生活に支障が生じる程度にまで記憶機能その他の認知機能が低下した状態をいう。
- (2) 認知症の予防 認知症になるのを遅らせること又は認知症になっても進行を緩やかにすることをいう。
- (3) 市民 市内に住所を有する者及び市内に通勤し、又は通学する者をいう。
- (4) 事業者 市内で事業を営む個人又は法人をいう。
- (5) 地域組織 自治会、コミュニティその他の市内の一定の地域に住所

を有する者により構成された組織をいう。

- (6) 関係機関 市内で医療又は介護を提供する事業所その他の認知症の人及びその家族の支援に関わる機関をいう。

(基本理念)

第3条 認知症と共に生きるまちづくりは、次に掲げる基本理念に基づき推進するものとする。

- (1) 認知症の予防を含めた認知症に関する正しい知識及び理解の普及促進に努め、認知症の人及びその家族の視点に立った地域づくりを目指すこと。
- (2) 各主体がそれぞれの責務及び役割を認識し、相互に連携することにより、認知症の人及びその家族が安心して暮らし続けることができる地域づくりを目指すこと。
- (3) 認知症の人が自らの意思により、その能力を最大限に活かしながら社会参加をすることができる地域づくりを目指すこと。

(市の責務)

第4条 市は、前条の基本理念に基づき、認知症の人及びその家族の意見の把握並びに生活課題の調査及び分析をし、認知症の人の視点を反映したまちづくり施策を、総合的に実施するものとする。

- 2 市は、認知症に関する施策の実施にあたっては、市民、事業者、地域組織及び関係機関と連携し、協働して取り組むものとする。

(市民の役割)

第5条 市民は、誰もが認知症になり得ることを認識し、認知症に対する正しい知識を持ち、その理解を深めるよう努めるものとする。

2 市民は、認知症の人及びその家族が安心して暮らし続けることができるまちづくりを進めるため、交流、見守り等の市民相互の支え合い活動に積極的に協力するよう努めるものとする。

3 市民は、自ら認知症の予防に努めるとともに、認知症になった場合においても、希望をもって自分らしく暮らし続けることができるよう、各主体が実施する認知症支援施策及び取組に協力するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第6条 事業者は、認知症に関する理解を深めるとともに、従業員等に対し必要な教育を実施するよう努めるものとする。

2 事業者は、各主体が実施する認知症支援施策及び取組に協力するよう努めるものとする。

(地域組織の役割)

第7条 地域組織は、認知症に関する理解を深めるとともに、地域の住民相互の支え合い活動に積極的に取り組むよう努めるものとする。

2 地域組織は、各主体が実施する認知症支援施策及び取組に協力するよう努めるものとする。

(関係機関の役割)

第8条 関係機関は、各主体が実施する認知症支援施策及び取組に協力するよう努めるものとする。

2 関係機関は、認知症に関する専門知識を有する人材の育成に努めるものとする。

(正しい知識及び理解の普及並びに人材育成に関する施策)

第9条 市は、認知症サポーターの養成を積極的に推進するとともに、各種広報媒体を活用し、認知症に関する正しい知識及び理解の普及啓発に関する施策を実施するものとする。

2 市は、関係機関と連携し、認知症に関する専門知識を有する人材の育成及び確保に努めるものとする。

(認知症の予防に関する施策)

第10条 市は、認知症の予防に資する活動を促進するための環境づくりを進めるとともに、認知症の早期発見及びその後の適切な支援の実施に向けて、相談及び連携の体制づくりに努めるものとする。

(認知症の人及びその家族への支援に関する施策)

第11条 市は、認知症の人及びその家族が気軽に相談することができる環境の整備に努めるものとする。

2 市は、認知症の容態に応じた適切な支援を早期に実施するため、関係機関と情報共有を図り、連携体制の整備に努めるものとする。

3 市は、行方不明になった認知症の人を早期に発見し、保護するため、各主体と連携した地域における見守り体制の整備その他必要な支援に努めるものとする。

(認知症地域連携ネットワーク会議の設置)

第12条 この条例に基づく認知症支援施策の推進について必要な事項の調査及び審議を行うため、河内長野市認知症地域連携ネットワーク会議(以下「認知症ネットワーク会議」という。)を設置する。

2 認知症ネットワーク会議の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(委任)

第13条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、令和3年7月1日から施行する。

○神戸市認知症の人にやさしいまちづくり条例

平成30年3月30日

条例第21号

改正 平成30年12月10日 条例第16号

目次

前文

第1章 総則（第1条―第5条）

第2章 認知症の人にやさしいまちづくりに関する施策の基本事項（第6条―第11条）

第3章 補則（第12条―第15条）

附則

神戸市では、昭和52年に神戸市民の福祉をまもる条例を制定し、市、事業者及び市民の協働による福祉都市づくりを全国に先駆け推進してきた。

平成7年の阪神・淡路大震災を契機に、高齢者の見守り活動は、見守り推進員の配置及び地域との更なる連携による展開がなされており、その後、協働・参画3条例（神戸市民による地域活動の推進に関する条例、神戸市民の意見提出手続に関する条例及び神戸市行政評価条例をいう。）の下、活発な地域活動が人と人のつながりを深めてきた。

また、復興プロジェクトとして神戸医療産業都市構想が進められ、日本最大級のバイオメディカルクラスター（高度専門病院、医療関係企業及び研究機関等の集積をいう。）が形成されており、世界保健機関健康開発総合研究センターにおいては、高齢化社会に対応するユニバーサルヘルスカバレッジ（全ての人が適切な健康増進、予防、治療及び機能回復に関するサービスを支払可能な費用で受けられる状態をいう。）の実現に向けた取組が進められている。

このような活動が評価され、平成28年9月にG7保健大臣会合が神戸市で開催された際に、認知症に関する取組が言及された神戸コミュニケが出され、平成29年5月に世界保健機関総会にて認知症に関する行動計画であるグローバルアクションプランが採択された。

神戸市は、国の認知症施策総合推進戦略（新オレンジプラン）を推進するとと

もに、この世界的な認知症への取組を実践する中で、市民誰一人として取り残さないとの決意の下、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、認知症の人にやさしいまちづくりの理念を定め、市の責務並びに市民及び事業者の役割を明らかにするとともに、施策の基本となる事項を定め、もって認知症の人にやさしいまちの実現に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「認知症の人」とは、介護保険法（平成9年法律第123号）第5条の2に規定する認知症（以下単に「認知症」という。）の者をいう。

(基本理念)

第3条 市、市民及び事業者は、次に掲げる認知症の人にやさしいまちづくりに関する基本理念（以下単に「基本理念」という。）に基づき、取組を推進するものとする。

- (1) 認知症の人の尊厳が保持され、その者の意思が尊重され、社会参加を促進し、安全に、かつ、安心して暮らし続けられるまちを目指すこと。
- (2) 認知症の人とその家族のより良い生活を実現するために必要な支援を受けられるよう、まち全体で支えること。

(市の責務)

第4条 市は、基本理念にのっとり、認知症を重要保健課題として位置付け、市内の認知症に係る医療及び介護の関係者並びに大学等研究機関と連携し、次に掲げる事項に基づく施策を総合的に実施するものとする。

- (1) 社会的認知の向上及び啓発
- (2) リスクの軽減及び予防
- (3) 診断、治療、介護その他支援の充実
- (4) 介護者及び家族への支援
- (5) 科学的根拠の基盤となる情報システムの整備及び充実
- (6) 研究開発の推進

2 前項の施策の策定及び実施に当たっては、認知症の人及びその家族の視点を

尊重するとともに、絶えず検証し、及び必要に応じてその内容を見直すものとする。

(市民及び事業者の役割)

第5条 市民及び事業者は、認知症の人及びその家族に対する理解を深め、市内の認知症に係る医療及び介護の関係者並びに大学等研究機関との連携により、市と協働して認知症の人にやさしいまちづくりに努めるものとする。

第2章 認知症の人にやさしいまちづくりに関する施策の基本事項

(責務又は役割を踏まえた施策の推進)

第6条 前章の責務又は役割を踏まえ、市、市民及び事業者は、市内の認知症に係る医療及び介護の関係者並びに大学等研究機関と連携し、協働してこの章の取組を行うものとする。

(予防及び早期介入)

第7条 市、市民及び事業者は、世界保健機関並びに神戸医療産業都市に関連する企業、大学及び研究機関等と連携し、又は協力し、次に掲げる事項に係る施策の実施により、認知症の予防及び早期介入を推進するものとする。

- (1) 認知症の早期発見及び早期介入に資する研究に対する介護等の情報提供による協力に関すること。
- (2) 認知症治療薬及び早期診断手法の研究並びに認知症の予防及び介護に関する製品及びサービスの開発支援に関すること。
- (3) 認知症研究等で得られた成果等最新の知見の市民への還元等及び認知症に関する施策への反映に関すること。

(事故の救済及び予防)

第8条 市は、認知症の人及びその家族が安心して暮らすことができるようにするため、市長が定める方法によって認知症と診断された者による事故について、第12条の神戸市認知症の人にやさしいまちづくり推進委員会の判定に基づく給付金の支給その他必要な施策を講ずるものとする。

2 前項及び次条に定めるもののほか、同項の施策を行うに当たって必要な事項は、市長が定める。

3 市、市民及び事業者は、高齢運転者による交通事故の防止に向けて、移動手

段の確保その他の地域での生活支援に努めるとともに、認知症の疑いがある者が道路交通法（昭和35年法律第105号）第104条の4第1項の申請をすることを促進するための取組を推進するものとする。

（個人の市民税の均等割の税率の特例）

第9条 前条第1項の規定に基づく施策を実施するため、次項から第4項までにおいて、個人の市民税の均等割の税率の特例を設け、これに必要な事項を定めるものとする。

2 平成31年度から平成33年度までの各年度分の個人の市民税に係る均等割の税率は、神戸市市税条例（昭和25年8月条例第199号）第21条第1項の規定にかかわらず、同項に規定する額に400円を加算した額とする。

3 前項の規定による加算額に係る収納額に相当する額は、次に掲げる経費の財源に充てるものとする。

- （1） 市長が定める方法によって実施する認知症の診断に係る助成に必要な経費
- （2） 前号に規定する診断において認知症と診断された者による事故について、第12条の神戸市認知症の人にやさしいまちづくり推進委員会の判定に基づき、給付金を支給するために必要な経費
- （3） 第1号に規定する診断において認知症と診断された者による事故についての賠償責任保険に加入するために必要な経費
- （4） 前3号に定めるもののほか、事故の救済を実施するに当たって必要な事項として市長が定める経費

4 市長は、第2項の規定による加算額に係る収納額に相当する額を適切に管理するため、予算に定める額を、神戸市民の福祉をまもる条例（昭和52年1月条例第62号）第53条の規定により設置された基金に積み立てるものとする。

（治療及び介護の提供）

第10条 市は、介護保険法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターを拠点として認知症に係る相談を推進するとともに、早期受診につながる体制の確立並びに早期診断、適切な治療及び介護の提供に必要な環境整備を行うものとする。

2 市は、認知症の人を支援する医療及び介護に係る人材を確保し、及び資質を向上するため支援体制を充実させるものとする。

(地域の力を豊かにしていくこと)

第11条 市、市民及び事業者は、認知症の人が住み慣れた地域で最期まで安心して暮らし続けることができるよう、次に掲げる施策を実施し、地域の力を豊かにしていくこととする。

(1) 地域の実情に応じた効果的な介護予防事業の推進に関すること。

(2) 認知症の人とその家族が、地域住民や支援を行う者と交流できる環境の整備に関すること。

(3) 認知症の人が社会での役割又は生きがいを持てるような社会参加の場の提供に関すること。

(4) 地域包括支援センター単位での声かけ訓練の促進等意識の醸成に関すること。

(5) 認知症への理解を深める啓発及び行方不明者の早期発見のための情報通信技術を活用した取組等による地域での認知症の人の見守りの推進に関すること。

(6) 児童及び生徒に対する認知症の人を含む高齢者への理解を深める教育の推進に関すること。

(7) 認知症の人の判断能力に配慮した成年後見等の権利擁護の取組の推進に関すること。

第3章 補則

(委員会)

第12条 市は、認知症の人にやさしいまちづくりの推進及び評価について調査審議し、並びに第8条第1項の判定をするため、市長の附属機関として、神戸市認知症の人にやさしいまちづくり推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、20人以内の委員で組織する。

3 委員は、学識経験者、地域活動団体の関係者その他市長が必要があると認める者のうちから市長が委嘱する。

4 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員は、再任されることができる。

6 前各項に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(議会への報告)

第13条 市長は、毎年度、認知症の人にやさしいまちづくりに関する施策の実施状況を議会に報告するものとする。

(財政上の措置)

第14条 市は、この条例の目的を達成するため、第9条に定めるもののほか、必要な財政上の措置を講ずるものとする。

(施行細目の委任)

第15条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 (平成30年12月10日条例第16号)

(施行期日)

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。ただし、第1条の規定中神戸市認知症の人にやさしいまちづくり条例目次の改正規定、同条例第8条第1項の改正規定(「第11条」を「第12条」に改める部分に限る。)、同条例第14条を同条例第15条とする改正規定、同条例第13条の改正規定、同条例第13条を同条例第14条とする改正規定、同条例第12条を同条例第13条とし、同条例第9条から同条例第11条までを1条ずつ繰り下げる改正規定及び同条例第8条の次に1条を加える改正規定は、同年1月1日から施行する。

(適用区分)

2 第1条の規定による改正後の神戸市認知症の人にやさしいまちづくり条例第8条第1項の規定(以下「新規定」という。)に基づく給付金の支給その他必要な施策については、前項本文の規定による施行の日(以下「施行日」という。)前に新規定の例により認知症と診断された者に関しても講ずるものとする。

3 新規定に基づく給付金の支給その他必要な施策は、施行日以後に発生した事故について講ずるものとする。

(準備行為)

4 市長は、施行日前においても、新規定に係る認知症の診断の方法を定めるとその他の新規定の施行に必要な準備行為をすることができる。